



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 19 日 (金)
第 7 8 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (47) (指導管理室) 2
	開発行為に関する工事の完了 (48) (日野総合事務所県土整備局) 2
	ふ化業者の登録 (49) (畜産課) 2
	保安林の指定の解除 (50) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (51~53) (〃) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) 6
◇ 労委告示	平成 18 年における不当労働行為事件に係る審査の実施状況 (1) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (管財課) 9
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 12

告 示

鳥取県告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
地域密着型サービス評価の評価調査員養成研修（フォローアップ研修）に係る参加費（受講料）の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部長寿社会課
主 幹 土橋 勝浩
副主幹 池口 朋子
- 3 委任期間
平成 19 年 1 月 19 日から同年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 48 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 19 年 1 月 4 日 鳥取県指令第 200600145026 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
日野郡江府町大字御机字笠良原
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
日野郡江府町大字江尾 475
江府町長 竹内 敏朗

鳥取県告示第 49 号

養鶏振興法（昭和 35 年法律第 49 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
------	-------	--------------------	-------------

第1号	平成19年1月19日	(名称) 山陰食鶏農業協同組合 (住所) 米子市淀江町中間17 (代表者の氏名) 代表理事組合長 村上古志夫	(名称) 山陰食鶏農業協同組合 ^ふ 孵卵場 (所在地) 米子市淀江町中間608
第2号	〃	(名称) 東伯町農業協同組合 (住所) 東伯郡琴浦町大字徳万558-1 (代表者の氏名) 代表理事組合長 熊本繁美	(名称) 東伯町農業協同組合 ^ふ 孵卵場 (所在地) 東伯郡琴浦町大字杉下504-11

鳥取県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字台山2105の3、字高浜2164の780、2164の861、2164の862
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第51号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町下野字中弥キ269、269の1、字財ノ木谷270から272まで、272の1、273、274、274の1、275から278まで、1475から1477まで、1481から1485まで、1486の1、1486の2、1487、字畑ヶ谷口325、326、326の1、326の2、327、327の1、328、字畑ヶ谷329の1、1471から1474まで、字大谷空山431、431の1、1349から1354まで、1355の1、1355の2、1356から1358まで、字桃ヶ谷下側433の1、434から436まで、438の1、438の2、441、1387から1389まで、1391の1、1391の2、1392、1393、1393の1から1393の4まで、1393の6、1394、1395の4、字手尾谷西側口分949、字手尾谷西側奥分950、950の1、950の3、951から953まで、953の1、954から961まで、963、964、966から969まで、字手尾谷奥詰110の1、970から972まで、972の1、972の2、974、975の1から975の3まで、976から978まで、字手尾谷東側奥分979から986まで、986の1、987から989まで、990の1、990の2、991から994まで、994の1、字手尾谷東側口分995から1003まで、1005、字

檜ヶ市平1010、1011、1013、1014、字尾手見谷西側口分1016から1018まで、字尾手見谷西側奥分1019、字尾手見谷東側奥分1020から1024まで、1024の1、1025から1027まで、字大倉谷西側口分1028の1から1028の3まで、1029、字大倉谷西側中分1031、1031の1、1032から1034まで、字大倉谷西側奥分1035から1037まで、1038の1、1038の2、1039、字大倉谷奥詰153の3、153の4、153の6から153の8まで、1040、1041、1043から1049まで、1053から1057まで、1059、1060の1、1060の2、1061から1066まで、1068から1070まで、字大倉谷東側中分1071から1078まで、字井手谷西側口分1087から1093まで、1093の1、字井手谷西側奥谷500の7、500の11から500の13まで、1094、1095の2、1096、字井手谷丸尾500の5、500の8から500の10まで、500の14から500の17まで、1098から1105まで、1107、字澤ヶ谷1108、1110、1111、1113、字カラホホ1114から1118まで、字西小谷平1119、1121、1122、字西小谷1123、1123の1、字円護谷西側1124、1125、1125の1、1126、1127、1127の1、1128から1131まで、字琵琶ヶ谷1132の1、1132の2、1133から1136まで、1138から1140まで、字和見谷西側口分1141の1、1141の2、1142、1142の1、1143の1、1144から1146まで、字和見谷西側奥分1147から1150まで、1150の1、1151から1154まで、字和見谷鳥ヶ巣1155、1155の1、1156、1157、1157の1、1158、1158の1、1159、1159の1、1159の2、1160、1161、1161の1、1161の2、1162、字水目谷口下側1163、1164、1164の1、1165、1166、1166の1、1167、1167の1、1168、1169、字水目谷760、1173、1174、1174の1、1175、1176、1176の1、1177の1から1177の3まで、1178から1180まで、1182、1182の1、1183、字水目谷上平1171の1、1171の3、1184、1186から1188まで、字和見谷奥笹尾谷1189から1191まで、1191の1、1192から1194まで、字和見谷奥笹尾谷上ミ平1195、1196、1197の1から1197の3まで、1198の1、1198の3、1198の4、字和見谷奥葵谷1200の1、1200の2、1201、1202、字和見谷奥右ノ谷1203、字和見谷宇瀧1204、字和見谷奥日ノ平1205、1205の1、1206、1207、1207の1、1208から1210まで、字サカヲトシ1211、1212、1212の1、1214、1215、1215の1、字茗荷谷765、765の1、766、766の1、767、767の1、1220、1221、1221の1、1222から1224まで、字舟谷奥分1225、1225の1から1225の4まで、1226、1226の1、1227、1227の1、1228から1230まで、字棚田1231、1232の1から1232の3まで、1233、1234の1、1235、1236の1、1236の2、字寺ノ谷1251、1252、1254、字夏切1255から1258まで、1258の1、1259、1260、1262から1264まで、字下小谷1265から1267まで、字金岩1268、1269の1、1270の1、1271、1272、字上野谷上側口分1278の1、1279、1280の1、1280の2、字上野谷上側中分1281から1284まで、1286の1、1287から1290まで、字上野谷奥分1291、1292、1292の1、1293から1298まで、1298の1、字イラサコ1299から1303まで、1304の1、1305、1307、字上野谷下側中分1308の1、1309から1311まで、字上野谷下側口分1312、1313、1316、1317、字上江野1321、1323、1325から1327まで、字大谷上平口分1335の1、1335の2、1336、1338の1、1339の1、1340の1、1341の1、1342の1、字大谷上側1343、1344、1344の1、1345から1348まで、字瀧ヶ谷奥分1359、1360、字瀧ヶ谷空山1361、1362、字瀧ヶ谷中尾1363から1369まで、1369の1、字瀧ヶ谷中尾下側奥分1370、1371、1371の1、1372、1372の1、字本谷下平口分1373、1373の1、1374から1377まで、1377の1、1378の2、1379の1、1380の1、1380の5、字桃ヶ谷上分1383の1、1383の2、1384から1386まで、1386の1、字足谷上側1411、1412の1、1412の2、字中谷上分1413の1、1413の2、1414から1423まで、1426、字中谷下分1424、1425、1427、1427の1、1428、1429、1429の1、1429の3、1430から1432まで、字ノホリ尾1433から1441まで、字北山1444、1445の1、1446の1、1448の1、1454、字森ヶ谷1458から1461まで、1463、1469、1470の1、大江宇唐谷笹ヶナル1826の1、字和庄谷奥2103、2103の1、2104から2109まで、志子部字稗苺より白石迄647の1から647の3まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町落岩字東谷706の1、706の3、706の4、字中野707、708の1から708の9まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 52 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大背字吉ヶ谷1467から1473まで、1474の1、1474の2、1475、1476、1477の1、字居所ヶ谷1478から1480まで、1481の1、1481の2、1482の1から1482の20まで、大字穂見字奥山842の2から842の4まで、842の6
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 53 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町前字倉井561の1から561の4まで、561の6、561の8、561の9、561の11、561の15、字上高滝563の1から563の5まで、字高滝中ソ子564、字牛王段565、飯戸字大野1521の1、1521の4、1521の5、1521の11、1521の88、1521の101、1521の108、1521の111、1521の112
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 1 月 22 日 (月) 午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 技能教育のための施設等の指定について
 - (2) その他

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成 17 年鳥取県労働委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年における不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

事件番号	事件名	申立人	不当労働行為の該当条項	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理に要した日数	調査回数	審問回数	証人数	終結区分	審査の期間の目標の達成状況
平成18年(不)第1号	鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件	鳥取西部農業協同組合労働組合ほか6組合	労働組合法第7条第2号	団体交渉応諾	平成18年4月12日	平成18年9月28日	170日	4回	3回	2人	取下げ(関与和解)	達成

(注) 審査の期間の目標は10箇月(約300日)である。

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年12月22日付鳥取県告示第915号)の内容
(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月910の1
安住 悦治	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月910の6
〃	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月910の25
安住新太郎	〃
安住 善次	〃
黒岩 透	〃
黒岩 兵吉	〃
前田 吉朗	〃
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月918

〃	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 919
〃	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 931 の 2
安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 931 の 3
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 931 の 4
〃	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 931 の 6
米井 太	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 932
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 933 の 2
西村 幸夫	八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 947 の 12

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成19年1月19日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		平成19年2月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

	平成 19 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
--	--	---------------------------	------------------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県庁舎他設備保全業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁舎ほか
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成 19 年 1 月 30 日(火)午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 1 月 19 日(金)から同年 3 月 9 日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 14 年度以降に国又は鳥取県内の地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積 5,000 平方メートル以上の建物の設備保守管理業務(作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制(以下「現場常駐体制」という。)によるものに限る。)を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件を満たす専任の技術員 4 名による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。

4 名のうち 3 名以上が次に掲げる基準のいずれかを満たし、かつ、それぞれの基準を満たす者が 1 名以上であること。

ア 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 4 条第 1 項の第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 5 年以上の実務経験を有すること。

イ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 13 条の 2 第 1 項の危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状(第 4 類に限る。)の交付を受けていること。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 7 条第 1 項の規定による免状の交付を受けていること。

エ 中央監視制御装置の運転について 3 年以上の実務経験を有すること。

4 名全員がパソコンの基本操作(表計算ソフト(エクセルに限る。))及びワープロソフト(ワード又は一太郎))ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課機械係(県議会棟 1 階)

電話 0857-26-7772

(2) 競争入札参加資格申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 19 年 1 月 19 日(金)から同月 31 日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、390 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 9 日（金）午前 10 時（郵便等による入札書の受領期限は、同月 8 日（木）午後 5 時）
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 9 日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Equipment maintenance of buildings of Tottori

Prefectural Government and others, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 9, February, 2007

(3) Date and time for the submission of tender : 10:00 AM 9, March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 8, March, 2007

(4) Please contact : Property Management Division General Affairs Department, Tottori prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7772

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 年間使用予定電力量 4,445,001 キロワット時

※年間使用予定電力量は、平成 17 年度下半期実績及び平成 18 年度上半期実績の合計電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、行わないこととする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち役務のその他に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 29 日（月）午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 1 月 19 日（金）から同年 3 月 2 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又

は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設管理担当

電話 0858-22-8205 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 19 年 1 月 19 日(金)から 2 月 6 日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 2 日(金)午後 1 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 1 日(木)午後 5 時とする。)

鳥取県立厚生病院中会議室(本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び入札説明書で示す入札参加確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 13 日(火)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないお

それがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の (5) で定める金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for
the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 4,445,001 kWh

(2) Delivery period

From 1 April, 2007 through 31 March, 2008

(3) Delivery place

150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5:00 PM 13 February, 2007

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1:30 PM 2 March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 1 March,
2007

(4) Please contact: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural
Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL:
0858-22-8205